

この春、子供が1人暮らしを始めました。消費者トラブルに巻き込まれないためには、どのようなことに注意するべきでしょうか。

(40歳代女性)

春になると、進学や就職などで1人暮らしを始める人が多くなり、訪問販売などのトラブルに関する相談が増える傾向にあります。特に、初めて親元を離れて暮らす若い方は、社会経験が少ないこともあり、トラブルに巻き込まれることが多くなりがちです。

例えば、インターネットの代理店を名乗る人が突然やって来て、長時間にわたってしつこく勧誘され、早く帰ってほしいという思いから、プロバイダーの契約をしてしまった、などというケースもあります。

その場ですぐに契約を結ぶように求めてくる業者には要注意です。必要がないものは、「要りません」とはっきり断りましょう。迷ったり、困ったりした場合は、すぐに契約を結ばず、親や友人など身近な人に相談するようにしましょう。

また、業者と顔を合わせると心理的に断りにくくなるので、訪問を受けた際、玄関には鍵をかけたままにし、ドア越しで話を聞くようにするのも有効です。

仮に契約を結んだ後でも、訪問販売の場合、契約書面を交付されてから8日以内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」が適用されます。また、未成年者が契約する場合は、原則として親など保護者の同意が必要で、同意がない契約は取り消すことができます。

若者が社会に出ると様々な勧誘を受けます。お互いの合意があれば、口約束でも契約は成立します。いったん契約すると、原則として一方的に解約することはできません。契約書面を交わす場合は、名前を書く前に、本当に必要か、支払いが可能かをよく考え、契約内容をしっかり確認し、納得したうえで契約することが大切です。

解約や取り消しに関する手続きなどの詳しい内容は消費生活センターにご相談ください。早い相談は早い解決に結び付きます。センターの電話番号がわからなくても、消費者ホットライン「188」で、最寄りの相談窓口につながりますので、気軽にご利用ください。